

平成30年第5回岩沼市議会定例会 決算審査特別委員会2日目

平成30年9月25日(火曜日)

午前10時開議

第1 部会長審査報告(総務部会審査報告・教育民生部会審査報告・建設産経部会審査報告)

- ▽ 認定第1号 平成29年度岩沼市一般会計歳入歳出決算認定について
- ▽ 認定第2号 平成29年度岩沼市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ▽ 認定第3号 平成29年度岩沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ▽ 認定第4号 平成29年度岩沼市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ▽ 認定第5号 平成29年度岩沼市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ▽ 認定第6号 平成29年度岩沼市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ▽ 認定第7号 平成29年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ▽ 認定第8号 平成29年度岩沼市特定公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- ▽ 認定第9号 平成29年度岩沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

第2 質疑

第3 討論

第4 表決

総務・教育民生・建設産経部会の順

午前10時15分散会

平成30年第5回岩沼市議会定例会会議録 決算審査特別委員会会議録

2日目 平成30年9月25日（火曜日）

出席委員（16名）

佐藤 剛太	渡辺 ふさ子
菊地 忍	佐藤 一郎
高橋 光孝	国井 宗和
植田 美枝子	布田 一民
大友 健	長田 忠広
布田 恵美	飯塚 悦男
酒井 信幸	沼田 健一
須藤 功	櫻井 隆

地方自治法第105条の規定により出席した者（1名）

議長 森 繁男

欠席委員（なし）

議会事務局職員出席者

参事兼事務局長 高橋 進	議事係長 佐藤 俊輔
局長補佐 高橋 利彰	

会議日程

平成30年9月25日（火曜日）午前10時開議

1. 開議宣告

第1 部会長審査報告

- 認定第1号 平成29年度岩沼市一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 平成29年度岩沼市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 平成29年度岩沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 平成29年度岩沼市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 平成29年度岩沼市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第6号 平成29年度岩沼市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第7号 平成29年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第8号 平成29年度岩沼市特定公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
 - 認定第9号 平成29年度岩沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 総務・教育民生・建設産経部会の順

第2 質疑

第3 討論

第4 表決

総務・教育民生・建設産経部会の順

2. 閉議宣告

本日の会議に付した事件

第1から第4まで



午前10時開議

○委員長（櫻井隆）御起立願います。おはようございます。御着席願います。

ただいまの出席委員は16名であります。

これより決算審査特別委員会の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の会議日程のとおり進めてまいります。

また、審査の要領としては、認定第1号から認定第9号までの9件を一括して議題とし、初めに、各部長から部会審査結果の報告を求め、全部会の報告が終了してから部会ごとに質疑、討論、表決の順に進めてまいりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（櫻井隆）御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、これより日程に従い、最初に総務部会について、部長から審査結果の報告を求めます。佐藤一郎総務部会長、報告席から報告を願います。

〔佐藤一郎総務部会長報告席〕

○総務部会長（佐藤一郎）

総務部会審査報告書

審査の方針

本部会は、決算書、同事項別明細書、主要な施策の成果と予算執行の実績報告及び決算附属資料並びに監査委員の審査意見書を参照しながら、収支の状況を慎重に審査したものである。

審査の経過

9月14日から9月20日までの間、執行部の出席を求め、付託された審査事項について関係書類の説明を受け、さらに現地調査を実施し、慎重審査の結果、下記の結論に達した。

記

議案名	件名	要望等	審査の結果
認定第1号	平成29年度岩沼市一般会計歳入歳出決算認定について 歳入の部 全部 歳出の部 1款 議会費 2款 総務費 4款 衛生費 (水道事業会計繰出に要する経費) 6款 農林水産業費 (農業集落排水事業特別会計繰出に要する経費) 8款 土木費 (矢野目西地区土地区画整理事業特別会計繰出に要する経費、公共下水道事業特別会計繰出に要する経費及び特定公共下水道事業会計繰出に要する経費) 9款 消防費 11款 災害復旧費 3項 その他公共施設・公用施設災害復旧費	特記事項 なし	認定すべきもの

	12款 公債費		
	13款 予備費		

以上のとおり報告する。

平成30年9月25日

決算審査特別委員会

委員長 櫻井 隆 殿

決算審査特別委員会

総務部会長 佐藤 一郎

○委員長（櫻井隆）総務部会長の報告が終わりました。



○委員長（櫻井隆）続いて、教育民生部会について、部会長から審査結果の報告を求めます。酒井信幸教育民生部会長、報告席から報告をお願いします。

〔酒井信幸教育民生部会長報告席〕

○教育民生部会長（酒井信幸）

教 育 民 生 部 会 審 査 報 告 書

審査の方針

本部会は、決算書、同事項別明細書、主要な施策の成果と予算執行の実績報告及び決算附属資料並びに監査委員の審査意見書を参照しながら、収支の状況を慎重に審査したものである。

審査の経過

9月14日から9月20日までの間、執行部の出席を求め、付託された審査事項について関係書類の説明を受け、さらに現地調査を実施し、慎重審査の結果、下記の結論に達した。

記

議案名	件 名	要望等	審査の結果
認定第1号	平成29年度岩沼市一般会計歳入歳出決算認定について 歳出の部 3款 民生費 4款 衛生費 (水道事業会計繰出に要する経費を除く) 10款 教育費	特記事項 なし	認定すべき もの
認定第2号	平成29年度岩沼市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	特記事項 なし	認定すべき もの
認定第3号	平成29年度岩沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	特記事項 なし	認定すべき もの
認定第4号	平成29年度岩沼市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	特記事項 なし	認定すべき もの

以上のとおり報告する。

平成30年9月25日

決算審査特別委員会

委員長 櫻井 隆 殿

決算審査特別委員会

教育民生部会長 酒井 信 幸

○委員長（櫻井隆）教育民生部会長の報告が終わりました。



○委員長（櫻井隆）続いて、建設産経部会について、部会長から審査結果の報告を求めます。布田恵美建設産経部会長、報告席から報告を願います。

〔布田恵美建設産経部会長報告席〕

○建設産経部会長（布田恵美）

建設産経部会審査報告書

審査の方針

本部会は、決算書、同事項別明細書、主要な施策の成果と予算執行の実績報告及び決算附属資料並びに監査委員の審査意見書を参照しながら、収支の状況を慎重に審査したものである。

審査の経過

9月14日から9月20日までの間、執行部の出席を求め、付託された審査事項について関係書類の説明を受け、さらに現地調査を実施し、慎重審査の結果、下記の結論に達した。

記

議案名	件名	要望等	審査の結果
認定第1号	平成29年度岩沼市一般会計歳入歳出決算認定について 歳出の部 5款 労働費 6款 農林水産業費 (農業集落排水事業特別会計繰出に要する経費を除く) 7款 商工費 8款 土木費 (矢野目西地区土地区画整理事業特別会計繰出に要する経費、公共下水道事業特別会計繰出に要する経費及び特定公共下水道事業会計繰出に要する経費を除く) 11款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費 2項 農林水産施設災害復旧費	特記事項 なし	認定すべきもの
認定第5号	平成29年度岩沼市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	特記事項 なし	認定すべきもの
認定第6号	平成29年度岩沼市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	特記事項 なし	認定すべきもの
認定第7号	平成29年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	特記事項 なし	認定すべきもの
認定第8号	平成29年度岩沼市特定公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	特記事項 なし	認定すべきもの
認定第9号	平成29年度岩沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	特記事項 なし	認定すべきもの

以上のとおり報告する。

平成30年9月25日

決算審査特別委員会

委員長 櫻井 隆 殿

決算審査特別委員会

建設産経部会長 布田 恵美

○委員長（櫻井隆）建設産経部会長の報告が終わりました。



○委員長（櫻井隆） これをもって全部会の審査結果の報告が終了いたしました。

ここでお諮りいたします。これより質疑に入るわけではありますが、今回は、部会審査依頼通告がありませんでしたので、部会長報告に対する総括的な質疑にとどめたいと思います。

また、質疑はその回数に制限はありませんが、委員会の審査運営上、会議規則第106条ただし書の規定を適用し、同一委員についてその回数を3回までとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（櫻井隆） 御異議なしと認めます。よって、質疑は同一委員についてその回数を3回までとすることに決しました。そのように審査してまいりますので、御協力をお願いします。

それでは、初めに総務部会について一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（櫻井隆） 質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（櫻井隆） 討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。総務部会については、部会長報告のとおり議長に報告することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（櫻井隆） 御異議なしと認めます。よって、総務部会については、部会長報告のとおり議長に報告することに決しました。

続いて、教育民生部会について一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（櫻井隆） 質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（櫻井隆） 討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。教育民生部会については、部会長報告のとおり議長に報告することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（櫻井隆） 御異議なしと認めます。よって、教育民生部会については、部会長報告のとおり議長に報告することに決しました。

続いて、建設産経部会について一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（櫻井隆） 質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（櫻井隆） 討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。建設産経部会については、部会長報告のとおり議長に報告することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（櫻井隆） 御異議なしと認めます。よって、建設産経部会については、部会長報告のとおり議長に報告することに決しました。

以上をもちまして、部会ごとに進めてまいりました本特別委員会に付託された認定第1号から認定第9号までの9件の審査が全て終了いたしました。

なお、決算審査特別委員会審査報告書の作成及び報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（櫻井隆）御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

委員各位には本特別委員会の運営に御協力をいただきましたことに対しまして、深く感謝を申し上げます。まことにありがとうございました。

これをもちまして決算審査特別委員会を散会いたします。

御起立願います。—— 御苦労さまでした。

午前10時15分散会

平成30年11月30日

決算審査特別委員会

委員長 櫻 井 隆